

平成29年4月から、中小企業でも厚生年金保険・健康保険の加入対象が広がります！ (労使合意に基づく社会保険の適用拡大)

厚生年金保険・健康保険(社会保険)については、平成28年10月1日から、一般的に週30時間以上働く方、または次の(1)から(5)の要件をすべて満たす方が加入対象となっていますが、今年4月1日からは、(5)の要件を満たしていない短時間労働者の方(勤め先の会社の従業員数が500人以下)であっても、労使の合意があれば、企業ごとに社会保険に加入することができるようになります。また、地方公共団体については、職員の規模にかかわらず(1)～(4)の要件を満たす方が社会保険適用となります。

- 〔要件〕
- (1) 週の所定労働時間が20時間以上であること
 - (2) 雇用期間が1年以上見込まれること
 - (3) 賃金の月額が8.8万円以上であること
 - (4) 学生でないこと
 - (5) 勤め先の会社の従業員数(正社員など)が、501人以上であること

労使合意について

社会保険に加入する旨の労使手続きは、勤め先における、すでに社会保険の被保険者となっている方と、適用拡大により被保険者となり得る短時間労働者の方等を対象とし、その2分の1以上の同意が必要です。対象者の過半数を代表する者がいる場合には、そうした方々の同意も有効です。

厚生労働省では専用ページを開設し、社会保険加入のメリットや対象となる方の要件などについて説明するほか、労使合意についてのQ&Aなども公表する予定です。詳細は左記をご覧ください。

こちらのQRコードからも入れます。



(専用ページ URL)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/2810tekiyoukakudai/>

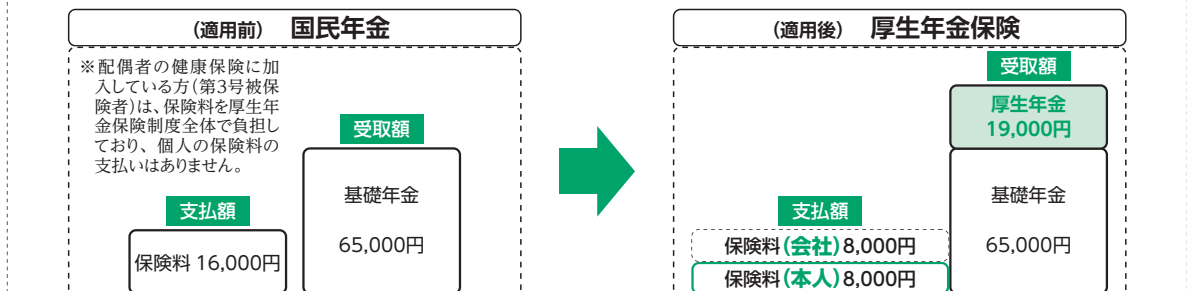
加入する(適用になる)メリットは?

① 将来もらえる年金が増えます

全国民共通の基礎年金に加えて、報酬比例の年金(厚生年金)が終身でもらえます。

<保険料と年金額のモデルケース(40年間加入)> ※金額は月額

※月収が増えると年金額も増えます。また受取開始後も、物価や賃金により上下するほか、少子高齢化による調整(減額)があります。



② 障害がある状態になった場合なども、より多くの年金がもらえます

厚生年金保険に加入中に万一障害がある状態になった場合に、「障害厚生年金」が支給されます。また、万一お亡くなりになった場合も、ご遺族の方に「遺族厚生年金」が支給されます。

③ 医療保険(健康保険)の給付も充実します

ご自身の勤め先で健康保険に加入すると、賃金に応じた毎月の保険料(上記モデルケースでは、月額 4,400円)で、怪我や出産によって仕事を休まなければならない場合に、賃金の3分の2程度の給付を受け取ることができます(傷病手当金、出産手当金)。

④ 会社も保険料を支払います。一部の方は保険料が安くなる場合があります

会社もあなたのために同じ額の保険料を支払います。つまり、ご自身が支払った保険料の2倍の額が支払われていることになり、それが将来の厚生年金につながります。また、現在ご自身で国民年金や国民健康保険の保険料を支払っている方は、ご自身が支払う保険料が安くなる場合があります。